◆重要事項説明書（令和８年４月適用）

社会福祉法人共愛会
公私連携おぶちこども園

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人　共愛会
代表者氏名	理事長　　藤元　大輔
法人の所在地	青森県青森市大字石江字高間 138 番地 3
法人の電話番号	017-781-0881
法人創立年月日	昭和 36 年 10 月 1 日
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業　幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営 乳児等通園支援事業の経営

2　認定こども園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 公私連携　おぶちこども園
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附 1305 番地
電話番号	0175-72-2302
事業認可年月日	平成 27 年 4 月
入園定員	1 号認定(保育を必要としない満 3 歳以上の子ども)10 名 2 号認定（保育を必要とする満 3 歳以上の子ども）75 名 3 号認定（保育を必要とする満 3 歳未満の子ども）70 名
職員	園長・副園長・主幹保育教諭・保育教諭・保育補助 調理師・用務員
保育事業の種類	子育て支援事業　一時預かり事業

3　登降園について

・登園、降園は保護者の方、または代理の大人の方が責任をもって行ってください。
・保護者の方は園内に入り、お子さまを担任（職員）にお預けください。
・登園・降園の際は安全管理及び保育時間管理のため、必ずコドモン（アプリ）で打刻をお願いします。また、欠席、遅刻、早退等の連絡もコドモンよりお知らせください。
・お迎えに来る時間が早くなる場合や急なお迎えの場合は、これまで同様お電話にて連絡をお願いします。
・両親以外の送迎の場合は、事前に連絡をお願いします。
・欠席、遅刻の連絡は給食準備の関係上必ず 9 時までにご連絡ください。（連絡がない場合は、こちらから確認のお電話をさせていただきます）
・通常時間よりお迎えが遅れる場合はその旨をご連絡ください。
・延長保育希望の方は事前に申請をしてください。
・不審者侵入防止のため 9 時 30 分～14 時まで玄関は施錠しておりますので、御用の方は玄関左側のインターホンのボタンを押し、お名前とご用件をお話しください。

4　健康について

・発熱・下痢・風邪（咳）など、体調が悪い時は早めに大事をとって休養させましょう。
・抵抗力の弱い乳幼児の集団なので、感染症の疑いがある場合は、早めに医療機関を受診し医師の診断を受けてくださるようお願いします。
・園で 37.5℃を超える熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく全身状態が不良である場合、保護者にお迎えの連絡をしますのでお迎えに来てくださるようお願いします。
・熱が 37.5 以下でもお子さまの症状や感染症の流行状況によりお迎えをお願いする場合があります。また普段、体温が高めのお子さんは体調に変化はないか園で様子を見ます。
・ひきつけ、てんかん、ぜんそく、アレルギーなどの持病がある場合には園にお知らせください。
・園で爪を切ることができませんので、ご家庭でこまめに切ってあげましょう。
・ご家庭で「ぶつけて体にあざができた」「怪我をした」「傷がついた」などといった場合は、アプリや電話、口頭等でお知らせください。また園生活において生じた傷等はできる限り口頭でお伝えしたいと思います。気になることがございましたら園までご連絡ください。

5　給食について

・0.1.2 歳児は完全給食です。
・3 歳以上児はお弁当箱に白米のみを入れて持たせてください。
・アレルギーがある場合は「検査報告書」「食物除去指示書」を提出していただきます。書類は園にありますので、必要時お声を掛けてください。

6　こども園のご利用に際して留意していただくこと

・お家での生活では生活リズムを大切にし早寝早起きを心掛けましょう。
・朝はきちんと食事をとらせ、登園前に用便を済ませることは大切です。実行できるようにしましょう。
・通園カバン、リュックサックにはキーホルダー等をつけないようにしてください。（安全面・貸し借りのトラブルがあるため）
・毎年冬場になりますと、リップクリームの持参についてお問い合わせをいただいております。園では取り違えやトラブルの防止、衛生管理の観点から、リップクリームを含む個人用のケア用品の持参はご遠慮いただくことになりました。
・持ち物や身につける物には、小さな物でもすべてに必ず大きめに使用する本人の氏名（ひらがな）をご記入ください。
・お子さまの体調を知るために、毎朝家庭での検温をお願いします。
登園時に機嫌が悪い、元気がないなど、不調や高熱が疑われる場合は、職員が検温を行いますが、登園前に①機嫌の良し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排泄の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認をお願いします。
・麻疹（はしか）水痘（水ぼうそう）流行性耳下腺炎（おたふく）流行性角結膜炎（はやり目）ウィルス性胃腸炎、インフルエンザ、コロナウィルス等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、全ての子どもの感染予防のため、登園停止期間を経過してから登園可能であることを医師に確認して登園するようお願いします。